

■安住のリスク■

ほぼ週刊【松村拓也のメールマガジン】第 100 号

こんにちは、松村拓也です。

E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてほぼ毎週お届けしています。

名刺交換した方や、突然思い出した方にもお届けしますので、ご迷惑であればお知らせください。

できれば勤務先でなく、個人のアドレスにお届けしたいので、ご連絡ください。

ご意見、ご質問大歓迎です。

.....

100 目次

1. トピックス：安住のリスク
2. お知らせ：2 件
3. まつむら塾
4. 今後の予定：今週・来週以降
5. アクセスポイント：問い合わせ先
6. このメルマガについて

.....

1. トピックス：安住のリスク

3 月は確定申告の時期ということもあり、個人起業の相談が増えてくる。それは、企業の正社員や派遣社員として働いてきた人たちが、独立したり新たな兼業を始めることで給与以外の報酬が発生し、初めての確定申告をすることで「起業」を強く意識することになるからだ。これは本来の起業とは程遠い単なる手続き論に過ぎないのだが、「所得と税金の関係を少しだけでも無駄な税金を払いたくない」と考えることは、大切な「自立への第一歩」だと僕は考える。常々僕は日本政府の財政破たんによる行き詰まりを指摘しているが、税金を払うことは、破たんする政府の延命を図るに過ぎない。節税を考えるあなたには、単に「手取り収入を増やすため」でなく、「放漫経営で破たんしている政府や行政から少しでも自立するため」に起業して欲しいと僕は思う。

起業による節税には、次の 3 つのやり方が考えられる。まず初めに仕事で使った経費を計上して収入を減らすこと。稼いだお金をすべて貯金する人などいないはず。「仕事のためにお金を使う」というよりは、「使ったお金を仕事に活かす」と考えて欲しい。次に「青色申告」で 65 万円の控除を受けること。これは個人事業主の特権で、きちんと経理を行えばいいだけのこと。世界のだれもがやっている複式簿記を恐れるのは愚かなことだ。そして最後に「法人から給与をもらい、社会保険に入ること」。給与所得には最低でも 65 万円の給与所得控除が認められる。そして国民健康保険と違い社会保険は所得から控除できる。さらに誰でも該当する基礎控除 38 万円を加え、起業して個人事業者として青色申告し、法人で社会保険に加入し給与をもらえば、「168(65+65+38)万円 + 社会保険料」まで所得税がかからないことになる。

細かい説明は個別に対応したいので気軽に問い合わせたいが、ここで肝心なのは、会社勤めと個人事業の 2 足のわらじが、両方のメリットを受けて一番節税になるということだ。僕はこれを「国は 2 足のわらじ起業を

推奨している」と勝手に解釈したい。実際日本の税制は「法人と個人」に大別され、双方から法人税と所得税を取る仕組みとなっている。だからよく「法人と個人のどちらが得か？」という質問を受ける。確かに売上が大きくなればその比較は意味を持つが、売上が小さいうちは税負担よりも控除を使うことの方が確実だ。だとすれば、法人税と所得税双方の控除をフル活用するのがベストということになる。健康保険についても同様に、個人事業者用の国保とサラリーマン用の社保に分けられる。一般的に国保の方が得だと思われがちだが、社保のように控除できない。所得の控除は所得税だけでなく市民税の方にも影響する。

このように、確定申告に税制の仕組みが見事に組み込まれているのは当然だ。だから、確定申告をしたことのない人は、この仕組みを実感する機会を逸していることになる。だからまず、サラリーマン諸君にこそ「起業」をお勧めしたい。例えば毎月外食費がかさむ人は、グルメ評論家として起業し、食費を取材費に計上することを提案する。毎月衣装や化粧品代がかさむ人は、俳優やモデルとして起業することをお勧めする。先ほどの、「仕事のためにお金を使う」というよりは、「使ったお金を仕事に活かす」とはそういうことだ。そして必ず自分で青色申告をすること。そのためには、会社に兼業を認めてもらう必要があるが、あなたの趣味のようなビジネスを認めない会社など、いつまでいられるか考えた方が良くもかもしれない。

一方、すでに起業し個人事業者として確定申告している人には、絶対に青色申告をして欲しい。そして、できることなら小さな法人を作り、社会保険に加入するといいい。今僕は、起業家が集まって会社を作り、そこで事業連携や事務作業の効率化を図りながら、社会保険にも加入するスキームを準備している。現に僕の所属する「株式会社なのに」という会社は、僕の家族が自由に働きながら楽しく暮らすことを目指した会社で、すでに上記のスキームを実現している。同業者の集まりや、互いが補完関係にあるような集まりなど、個人事業者同士の協力関係によって、様々な会社が考えられる。

実は先日、数年前就職のために株なのにを退社していった息子が「なのになに入れて欲しい」と言ってきたことが今日の話のきっかけだ。就職した会社を辞め、個人事業者として確定申告しながら、この問題に気付いたという。僕自身これまで個人事業主になったことがなく、まさに目から鱗の話だった。僕は今日の話「安住のリスク」という言葉でまとめた。それは、同じ処にいつまでも留まることで不要なことを見なくなる。決して居心地が良いから怠けるのではなく、動かないこと自体がリスクを生む。その意味で、2足のわらじは大切なことだと気が付いた。安住の地とは、常に求め続けるべきものなのかもしれない。

あなたのご相談お待ちしております！

<http://nanoni.co.jp/20170326/>

.....

2. お知らせ： 2 件

a. メールマガジン 100 号の区切りとお礼

このメールマガジンは今回で 100 号を迎えました。いつもお付き合いいただき、本当にありがとうございます。僕はよく「松村さん、こんな濃厚なメルマガを、よくまあ毎週続けますね、大変でしょ？」と言われます。実際大変で、週末が近づいてくるといつもプレッシャーがかかります。でもそれ以上に、読んでくださる皆

さんに「ご苦労様」と言わなければなりません。僕としては、せっかく毎週のように新たな気づきや出会いがあるのに、それを発信せずにはいられないという一心で続けていますが、それは同時に僕の朝令暮改の記録でもあります。つい先日も、自信をもって発表したはずの「新 NPO の名前」が突然元に戻ってしまい、失笑を買ったばかりです。でもこうして僕は、「世界の片隅でほんの小さな革命を起こすための試行錯誤」を実況中継しているのだと思います。「全ての活動を言いふらし・宣言しながら進めること」こそが、僕のコンプライアンスなんだと思います。

このメルマガはおよそ 1200 人の方に発信していますが、その内の 3 割程度の方がメールを開いて下さるようです。そして毎回 2 通ほど、とても意外な方や久しぶりの方から返信が届きます。これがうれしくて、どんなに苦しくてもこのメルマガをやめる気にはなりません。自分の納得のために皆さんを巻き添えにする、本当に身勝手なメルマガですが、少しでも皆さんのお役に立つことがあるならば本当に幸せです。今後も発信を続けますので、よろしければお付き合いいただけますよう、お願いいたします。

b.SHO-KEI-KAN 展Ⅳ のご案内

恒例の SHO-KEI-KAN 展は今年で 4 回目。

今回は、新 NPO の内容に関する展示です。

日時：2017 年 3 月 27 日(月)～4 月 1 日(土) 11 時～19 時

場所：笑恵館 世田谷区砧 6-27-19

内容：NPO 法人笑恵館クラブを紹介する展示

なお、会期中は展示の説明・ご案内を無料で承りますので、気軽にお問い合わせください。

.....

3. まつむら塾

■開催予定 講義＋演習

- ・日程 4/27 (第 2,4 木金曜日) 19-21 時 笑恵館
- ・その他会場募集

まつむら塾を開催させていただきうる会場を募集しています。会場提供者は、受講料免除といたします。

■自習室 <http://nanoni.co.jp/juku/>

まつむら塾の講義内容を、自由に閲覧できるサイトです。

- ・新着記事 A1.理屈編 4_1.what : カタチと中身 (3/22 公開)

http://nanoni.co.jp/juku/a14_1/

■オンラインまつむら塾：まつむら塾の演習をオンラインで体験できます。

- ・事業目的の作り方(公開中)

<https://synapse.am/contents/monthly/m-juku01>

現在：RAM 会員 3 名、ROM 会員 0 名 (定員 30 名)

- ・倒産覚悟の経営のススメ(公開中)

<https://synapse.am/contents/monthly/matsumuratakuya>

現在：会員 8 名 (定員 30 名)

.....

4. 今後の予定：今週・来週以降

凡例 ○面談歓迎：来て下さればあなたの面談を優先。

◎呼出歓迎：あなたのお誘いを優先、訪問可能。

●同行可能：僕の訪問先にお連れします。

★参加可能：あなたも参加可能なイベント。

.....

(月) 3/27 ○なのに作業日

SHO-KEI-KAN 展IV笑恵館にて展示スタート

(火) 3/28 ○午後から笑恵館で面談可

17-19時 ★笑恵館クラブ運営会議

(水) 3/29 ○作業日 新宿方面

9時 ●NPO法人認証申請提出(都庁)

(木) 3/30 ○休業日

(金) 3/31 ○午後から笑恵館で面談可

16-18時 ★LR オーナーズクラブ ひとまず最終回

(土) 4/01 ○終日笑恵館で面談可

SHO-KEI-KAN 展IV 最終日

(日) 4/02 ○休業日

■その後のイベント

4/06 18-21時 ★まつむら塾(笑恵館)

4/08 10-15時 ★ニッチ大学(さくまさんち)

4/09 10-15時 ★名栗の森登山会(3月の振替)

4/11 15-17時 ★日本土地資源協会 経営会議

4/11 17-19時 ★笑恵館クラブ理事会

4/12-15 韓国激安ツアー

4/18 16-18時 ★笑恵館を学ぼう

4/18 18-20時 ★笑恵館・持ち寄り食事会

4/21 19-21時 ★第17回 解決しゃべり会(笑恵館)

4/22 15-17時 ★砧むらマップカフェ(OBK)

4/23 10-15時 ★名栗の森オーナーシップクラブ

4/25 17-19時 ★笑恵館クラブ運営会議

4/27 18-21時 ★まつむら塾(笑恵館)

4/28 19-21時 ★カプラー起業交流会(三茶)

相談のある人、一杯やりたい人、歓迎です。

松村の予定はこちらで公開しています。 <http://nanoni.co.jp/schedule>

.....

5. アクセスポイント：問い合わせ先

松村拓也

メール takuya@nanoni.co.jp

携 帯 090-9830-3669 taku8823@ezweb.ne.jp

自 宅 株式会社 なのこ(平社員)

〒226-0016 神奈川県横浜市緑区霧が丘 3-15-1

<http://nanoni.co.jp/>

職 場 一般社団法人 日本土地資源協会(代表理事)

<http://land-resource.org/>

笑恵館 〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19

<http://shokeikan.com/>

メール配信をご希望の方はこちら

<http://land-resource.us10.list-manage.com/subscribe?u=800df08672d8b31689226516d&id=df33ae0ce9>

フェイスブックグループはこちら

<https://www.facebook.com/groups/atamanonaka/>